

災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時におけるトイレカー等（トイレカー、トイレトレーラー及びトイレコンテナをいう。以下同じ。）の相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内外において災害が発生した場合に、被災した市町（以下「被災市町」という。）又は県外の自治体に対し、県及び市町が所有するトイレカー等を迅速かつ円滑に派遣するために必要な事項について定めるものとする。

（県内派遣の要請）

第2条 被災市町は、トイレカー等の派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により県に派遣を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 派遣の場所及び経路
- (3) 応援を求める期間
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に派遣を要請するいとまがないときは、トイレカー等を所有する市町に直接派遣を要請することができる。この場合において、被災市町は、後日速やかに当該要請の内容を県に報告するものとする。

（派遣の調整）

第3条 県は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、被害の状況等を確認した上で、速やかにトイレカー等を所有する市町間の連絡調整を行い、県が所有するトイレカー等を派遣し、又は応援可能な市町に派遣を要請するものとする。

（派遣の実施）

第4条 第2条第2項又は前条の規定による要請を受けた市町は、可能な範囲でトイレカー等を派遣するものとする。

2 県及び市町が派遣したトイレカー等は、原則として派遣を受けた被災市町（以下「派遣先団体」という。）が運用するものとする。ただし、派遣先団

体による運用が困難な場合は、派遣先団体と当該トイレカー等を派遣した県又は市町（以下「派遣元団体」という。）が協議の上、運用方法を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 派遣に要した経費は、原則として派遣先団体が負担する。

2 被災市町において派遣に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、派遣元団体は、当該被災市町の要請により、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣に要した経費の負担について前2項の規定により難しい場合は、これらの規定にかかわらず、派遣先団体と派遣元団体が協議の上、定めるものとする。

（損害賠償及び求償）

第6条 派遣元団体は、派遣先団体の交通事故等による損害賠償費用、派遣先団体が故意若しくは過失によりトイレカー等を毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は派遣先団体が法令に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を派遣先団体に求償することができる。

(1) 派遣元団体が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により補填される費用

(2) 派遣元団体の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

（県外への派遣）

第7条 県外において災害が発生した場合に、県又は市町のトイレカー等を被災した県外の自治体からの要請等により派遣しようとするときは、本協定以外の協定に基づいて派遣する場合を除き、県がその調整を行うものとする。この場合においては、第3条の規定を準用する。

2 第4条の規定は、前項の規定により県が調整を行う派遣の実施について準用する。この場合において、同条第2項中「被災市町」とあるのは「被災した県外の自治体」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定による派遣に要した経費の負担については、当該派遣を受けた県外の自治体と派遣元団体が協議の上、定めるよう努めるものとする。

4 市町は、本協定に基づくものを除き、県外の自治体にトイレカーを派遣した場合には、その内容を県に連絡するものとする。

(補則)

第8条 この協定は、トイレカー等の派遣に関し、県及び市町が既に締結している協定及び個別に締結する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、令和8年2月12日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が記名押印して、各自その1通を保有する。

令和8年2月12日

愛媛県知事 中村 時広

松山市長 野志 克仁

今治市長 徳永 繁樹

宇和島市長 岡原 文彰

八幡浜市長 大城 一郎

新居浜市長 古川 拓哉

西条市長 高橋 敏明

大洲市長 二宮 隆久

伊予市長 武智 邦典

四国中央市町 大西 賢治

西予市長 管家 一夫

東温市長 加藤 章

上島町長 上村 俊之

久万高原町長 河野 忠康

松前町長 田中 浩介

砥部町長 古谷 崇洋

内子町長 小野植 正久

伊方町長 高門 清彦

松野町長 坂本 浩

鬼北町長 兵頭 誠亀

愛南町長 中村 維伯